



日乗連ニュース

ALPA Japan NEWS

www.alpajapan.org

Date 2005.04.27

No. 28 - 27

発行:日本乗員組合連絡会議・ALPA Japan
幹事会

〒144-0043

東京都大田区羽田5-11-4

フェニックスビル

TEL.03-5705-2770

FAX.03-5705-3274

日航勤務裁判 **全面勝訴確定!**

- 例えば
- ・1回着陸 乗務9時間、勤務13時間を超える勤務
 - ・2回着陸 乗務8時間30分、勤務13時間を超える勤務
 - ・乗務する便を指定されない国際線スタンバイ
 - ・国内線3日を超える勤務
- (以上すべて破棄された協定の内容)

に就労する義務は無い

1993年11月日本航空(株)(当時)は30年に亘って労使双方で築き上げてきた勤務協定を一方的に破棄し、世界にもまれに見る安全性を無視した長時間乗務を含む改悪就業規程を強行しました。日本航空乗員組合は、この暴挙に対し「経営側による一方的な労働条件の不利益変更」であり、撤回させるための運動の一環として、1994年4月東京地裁に提訴しました。このような裁判においては労働組合が原告になれないという法律上の問題から、第1陣は執行委員を原告としましたが、最終弁論までに第2陣として846名の組合員を原告とした第2段の提訴も行い、労働裁判史上も特筆すべき大原告団として、法廷の場で、「労働条件を一方的に切り下げる根拠は無い」こと、そして「改悪就業規程は航空輸送の安全を損ねる」ことを計60回以上の公判を利用して明らかにしました。

その結果、1999年11月第1陣東京地裁、組合主張を全面的に認めた判決

2003年12月第1陣東京高裁、地裁判断を上回る組合全面勝訴判決

2004年3月第2陣地裁、機長・前任航空機関士にも訴えの利益を認める

このように東京地裁・高裁が次々と公正な判決を下すなか、経営は上告を続け、その間改悪した勤務を強行し続けてきましたが、2005年4月20日、すべての控訴、上告を取り下げました。これによりそれぞれの判決が確定したのです。

この全面勝利判決は、主張の正当性、当該組合における職場の団結はもちろん、マスコミ世論への働き掛け、IFALPA活動を通しての国際的な連帯など、粘り強い運動の成果です。

今後は経営に判決内容を履行させる課題が残っていますが、「労働条件の一方的不利益変更は許されない」事が立証されたこの歴史的偉業ともいえる運動に学び、労働条件の向上に向けて頑張りましょう。

